

浴槽水の管理・入浴者に対する注意

■ 浴槽水の管理

- 満杯の状態を保ち、溢水させ、清潔に保ちます。
- 循環ろ過装置を使用していない浴槽水および毎日完全換水型循環浴槽水は、毎日完全換水を行います。また、連日使用型循環浴槽水は1週間に1回以上定期的に完全換水を行います。
- 塩素剤による場合は、
 - ・ 塩素剤は、湯が循環ろ過装置内に入る直前に注入（投入）する。
 - ・ 遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.2ないし0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1.0mg/Lを超えないよう努めること。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。
- 温泉の泉質のため塩素消毒ができない場合は、
 - ・ オゾン殺菌または紫外線殺菌により消毒を行います。
 - ・ 泉質等に影響を与えない範囲で、塩素消毒を併用することが望ましいです。

公衆浴場における衛生等管理要領
(平成12年12月15日付生衛発1811号厚生省生活衛生局長通知)
別添3 旅館業における衛生等管理要領
Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び
清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置基準



■ 入浴者に対する注意

入浴者に対しても汚染防止のために、入浴施設側から注意書き等で呼びかける必要があります。

身体を
洗ってから
入浴する



露天風呂では
身体を
洗わない



浴室管理点検表

平成 年 月 管理者名

浴槽名	男子風呂・女子風呂・露天風呂										
項目	浴場の清掃	脱衣場の清掃	集毛器(アキツヤ)の清掃	逆洗・清掃のろ過器の	塩素濃度測定(数値を入れる)時分	塩素濃度測定(数値を入れる)時分	塩素濃度測定(数値を入れる)時分	塩素濃度測定(数値を入れる)時分	浴槽水の換水・高濃度循環		
1日											
2日											
3日											
4日											
5日											
6日											
7日											
8日											
9日											
10日											
11日											
12日											
13日											
14日											
15日											
16日											
17日											
18日											
19日											
20日											
21日											
22日											
23日											
24日											
25日											
26日											
27日											
28日											
29日											
30日											
31日											

*レジオネラ検査 日 *配管洗浄 日

* ○印でチェックする。
 * 空欄は各旅館で管理状況により項目を加える。
 ※3年間保存の必要があります。